



すべての子どもたちに教科書をタダに！

小・中学生に配布されている教科書の裏には、次のようなコメントが書かれています。

この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待を込め、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。

現在あたりまえのように無償で配布されている教科書は、今から60年ほど前に「すべての子どもたちが安心して学習してほしい」という思いから『教科書無償』の運動を起こした高知県長浜の被差別部落の人々の強い願いがあったから、今に受けつがれているのです。

憲法には、「義務教育は、これを無償とする」（日本国憲法第26条第2項）とあるのに、安くない教科書を買えない家では、兄や姉、知り合いの子から“おさがり”、“お古”の教科書をもって使っていました。

この地区の親たちは、自分たちの生活や仕事、教育をよくするための学習会で、憲法を学習する中で、憲法第26条を知り、「買えない子がいたり、買えないことで悲しい思いをするのはおかしい」と気づき、教科書無償運動を展開し、市・県・国を動かし、法律制定によって、『すべての児童・生徒に教科書をタダで配布する』ことが実現しました。

そして、1963年度（昭和38年度）入学の小学1年生に始まり、順次その対象が拡大されて、1969年度（昭和44年度）にはすべての小学生と中学生の教科書がタダになりました。



1961年3月25日 高知新聞社提供



1961年5月18日 高知新聞社提供

教科書無償運動の背景 ～差別の結果による厳しい暮らし～

半農半漁のこの地区では、厳しい部落差別のために、安定した仕事に就けず収入が増えず苦しい生活を強いられていました。そのために、教科書代が大きな負担でした。仕事がないため、地区の多くの母親が従事していた失業対策事業では、1日の賃金が約300円なのに、教科書代は1961年当時、小学校は約700円、中学校は約1,200円でした。

子どもの数が今に比べて多かったその当時は教科書をそろえるだけでも大変な出費でした。

高知県の『教科書無償運動』から学ぶこと

1. 陳情・請願・署名活動ではなく、『教科書を買わない』という、当時の社会常識への挑戦！
2. 憲法第26条を根拠に、憲法の具体化を求める運動として始まる
日本国憲法第26条②「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする」
3. 国会でもとりあげられ、法律が制定される
池田勇人内閣総理大臣は、1962年2月、衆議院本会議で『憲法の26条の義務教育を無償にするという、この理想に向かって邁進し、ここに教科書無償配布という大方針を決定いたします。』と表明する。
4. 部落解放運動を中心とするさまざまな立場の人々と連帯・連携して教育条件整備を要求し、実現していった画期的な闘いであった
憲法の具体化をめざし、『教科書を買わない』運動だったので、教科書を持たない多くの子どもたちのために、学校の先生たちはガリ版刷りのプリントを使って授業を進める。
5. あきらめていた子どもたちが運動の中で正義や希望を見いだしていった

長浜小学校児童の作文～『まだがんばるつもりです』～

ぼくのおかあちゃんは、本のもんだいが長すぎて、もう本をかおうかといっています。おとうちゃんは、ぎむきょういくはただだから本はかわないでまちなさいといっています。

おにいちゃんも、ぼくはだんじてただでくばるまでがんばる、といっています。

本はまだ、ただでくばるかわかりませんが、ただでくばるのがほんとうなので、ぼくたちはがんばります。

ぼくのかんがえでは、ぼくはもう本をかおうかとおもっていますが、まだがんばるつもりです。

(部落問題研究所提供)



高知県の「教科書無償運動」は、部落解放運動の大きな成果のひとつです

同和对策審議会答申（1965年）が出される前に憲法を根拠に立ち上がった高知県長浜の『教科書無償運動』は、すべての人に、豊かな教育を保障する日本の歴史の中でも画期的な運動です。「おかしいことはおかしい」と気づき、起こした運動は、すべての人々の権利を守り、より暮らしやすい社会の実現につながっています。



1961年4月10日 高知新聞社提供

抗議集会▶